

稚内市議会議長交際費支出基準に関する要綱

平成 27 年 6 月 24 日

代表者会議決定

(目的)

第 1 この要綱は、議長等が市議会を代表して行う、外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第 2 交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 市議会と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) その他議長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第 3 交際費は、第 2 各号に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができる。

- (1) 会費 会費制により開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
- (2) 祝金 慶事及び総会等各種行事のお祝いに係る経費
- (3) 記念品 市議会の運営に必要な記念品に係る経費
- (4) お土産 国内外からの公式訪問及び姉妹都市等への公式訪問の際のお土産に係る経費、又は各委員会の行政視察に係るお土産に係る経費
- (5) 生花 慶弔及び各種大会等における慶弔表意のための生花に係る経費
- (6) 香料 葬儀における香典等支出に係る経費
- (7) 懇談会費 議会運営の円滑な執行上必要とする意見交換、情報収集等の懇談に係る経費
- (8) その他 上記に定めるもののほか、議長が特に必要とする経費

(支出額)

第4 支出額は、社会通念上妥当かつ必要最小限の額とする。

2 交際費の支出条件及び支出金額の基準は、別表に定める

3 会費制による懇親会、祝賀会等に係る支出額は、会費相当額とする。

(公開する内容)

第5 交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし公開情報が個人に関する情報であつて特段の配慮が必要と認められる場合は、これを除くものとする。

(1) 支出区分

(2) 支出日

(3) 支出金額

(4) 支出先等

(公表の方法)

第6 交際費の公表方法は、市議会のホームページに掲載するとともに、議会事務局において閲覧に供することにより行うものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

別表（第3 関係）

支出区分	対象者	金額	その他
会費	会費を必要とする会合等への参加の支出	会費相当額	
祝金	総会、祝賀会、懇談会、行事等へのお祝い	5,000 円	正副議長共出席の場合は1万円
記念品	国内外がからの公式訪問及び友好都市等への訪問の際の記念品等に係る支出	社会通念上妥当と認められる範囲内	
お土産	各委員会の行政視察のお土産代等	社会通念上の範囲内の茶菓子等	
生花	慶弔及び各種大会等における慶弔表意のための生花に係る経費	社会通念上妥当と認められる範囲内	
香料	現職議員	30,000 円	供花及び弔辞
	現職議員の配偶者・子・父母	10,000 円	供花及び弔電
	元職	10,000 円	供花及び弔電
	本市と関わり深い他都市の市政・市議会関係者等	10,000 円	弔電
懇談会費	議会運営の円滑な執行上必要とする意見交換、情報収集等の懇談に係る経費	社会通念上妥当と認められる範囲内	
その他	市政・市議会運営上必要な交際に必要な経費として議長が特に認めるもの	社会通念上妥当と認められる範囲内	

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。